

■奈半利小学校いじめ防止基本方針

奈半利町立奈半利小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなくその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年いじめによる事案が発生し、大きな社会問題となっており、いじめによって精神的苦痛や身体・生命に重大な危険を生じている子どもたちも少なくない。

このようないじめは大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるといった指摘がある。一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人一人が互いを認め合い、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に子どもの心に寄り添いつつも「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」「いじめは卑劣な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚する必要がある。

また、いじめ克服に向け、子ども一人一人が「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を十分発揮でき、心豊かで安全・安心な地域づくりを家庭・関係機関と連携しながら進めるとともに、教職員一人一人が主体的且つ学校として組織的に進める必要がある。子どもたちの中で起こる様々な問題・課題をしっかりと共有し、それを解消していく筋道や、解消後のあるべき姿について、我々大人が共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り・支えていかなければならない。

1 いじめの防止等対策に関する基本的考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、いじめを受けた児童の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、全ての児童に関係する問題である」との基本認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、一人一人の個性や能力を十分に発揮することができるよう、家庭・関係機関と十分に連携を図りながら体制整備を行い、未然防止及び早期発見に努める。

いじめは見えにくいところで発生し、被害者が「精神的・肉体的」苦痛を感じている場合も少なくない。児童の人間関係に着目しながら、行動観察や背景を十分見極め、いじめに相当すると判断した場合には速やかに適切な対応を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は被害者児童側の立場に立って考える。いじめの性質上「見えにくい」「わかりにくい」といったことや、いじめられていても、本人がそれを否定する場合もあることを踏まえ、該当児童の表情や様子を細かく観察し確認することが必要である。

【運用上の確認事項及び留意点】

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）を活用して行う。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じている」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認し、外見的にはけんかやふざけあいであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学級でも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害と加害を経験したことがあるものと思われる。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、観衆として囃したてたり、面白がったりする児童や、周辺にいて暗黙の了解を与えている傍観者的存在にも注意を払い、全校・学級集団にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。また、当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応する。いじめに係る疑いがあるときには、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、すべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

さらに、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、定められたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組についてP D C Aの機能を生かしての検証を行う。

(1) 組織の役割

学校いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。そのため、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、組織的に対応できるような体制でなければならない。

特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談しなければならない。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るようにする。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、定めていた取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校におけるいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

いじめ防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係わる情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があったときに緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめの被害児童に対する支援、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 組織の構成員

いじめの防止等に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織（以下対策組織）を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の把握・評価、定期的検証を行う。委員会は、必要に応じて開催し校長が招集する。構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員> … 校長、教頭、生徒指導主任、当該児童の担任、養護教諭

<校外構成員> … スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、研修指導員
必要に応じて関係機関や関係者（弁護士・医師・警察官等）

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担をしておくなど、実情に応じて工夫することが必要である。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この委員会

を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

校内における組織については、いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに教職員の経験年数やクラス担任の垣根を超えた教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるため、児童に最も接する機会の多い学級担任が参画し、対策組織にこれらの機能を十分果たせるような人員配置をする必要がある。このため学校のいじめ対策の企画・立案対処等を学級担任を含めたすべての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の攻勢を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織にすることが重要である。

5 いじめ防止のための取組

学校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。取組として、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等、いじめの防止に資する活動に取り組む。指導にあたっては発達段階に応じて児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。未然防止の基本的取組として、日常的に児童に心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加できるよう授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、児童に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくるよう努める。さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。そのために、以下の事項に重点的に取り組む。

①わかる授業づくり…すべての児童が参加・活躍できる授業

- 基礎基本の徹底習得
- 言語活動の充実
- 授業評価アンケートの実施

②学習規律の徹底

- チャイム席
- 正しい姿勢
- 発表の仕方・聞き方

③学級集団づくり

- 話し合い活動、学級会活動の充実
- 居場所づくり

④社会体験・自然体験・交流体験の充実

- 豊かな体験活動の設定
- 6年間を見通した体系的・計画的な実施

⑤児童会活動の充実

- 学校行事の主体的な運営
- 委員会活動の充実

⑥人権学習・道徳教育の推進

- 一人一人のよさや違いを認め合える学習や集団づくり
- いじめの本質や構造の理解
- 規範意識の醸成

6 いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多い。そのため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いの目をもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。合わせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

なお、アンケート調査個人面談において、児童自らSOSの発信やいじめ情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解しなければならない。これらを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(1)朝の会や帰りの会、授業中の観察

- 挨拶をするときの声、表情
- 健康観察、保健室等での様子

(2)個人面談の実施

- Q-Uアンケート実施後に教育相談週間の設定

(3)いじめアンケートの実施

- 年間2回実施（6月、10月）

(4)Q-Uによる学級生活状況調査

- 年間2回実施（5月、11月）

7 発見したいじめへの早期対応・組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、対策委員会が中心となり、速やかに組織的に対応し、事実関係の把握や被害児童のケア、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携して取り組む。

なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、奈半利町教育委員会と連携を図り、安芸警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに安芸警察署に通報し、適切に連携を図る。

【いじめ対応の留意点】

- (1) いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- (2)校長は、いじめの報告を受けた場合は、対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等の関係者への聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- (3)いじめられた児童のケア、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識がある者と連携した対応を図る。
- (4)いじめが認知された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら、家庭と連携を図り問題の解決に当たる。また、事実確認により判明した情報は、関係機関に適切に提供する。
- (5)校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を取る。

(6)校長は、児童がいじめを行っていることが明らかになり、継続して行われる可能性がある
と判断される場合であって、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条
の規定に基づき、当該児童に教育的な配慮のもと適切な懲戒を加えることができる。

(7)いじめ問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処
できる児童の育成をめざしたものとする。

8 重大事態への対処

(1)重大事態の発生と調査

いじめ防止対策推進法第 28 条の規定に基づき、学校の設置者又は学校は、次に掲げる重
大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、
学校の設置者又は学校の下に組織を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係
を明確にするための調査を行う。

○いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが
あると認めるとき。

○いじめにより学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされ
ている疑いがあると認められるとき。

いじめにより重大な被害が生じた児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握してい
ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重
大事態でないと断言できないことに留意する。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該
調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2)重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、学校は、直ちに奈半利町教育委員会を通じて町長に報告
する。

(3)調査の趣旨

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に
判断することに殊更にとらわれることなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかり
と受け止め、当該児童に対する適切な支援に繋げていくことを旨とする。

また、重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者から申し立て
があったときは、適切かつ真摯に対応する。

(4)調査を行うための組織

学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態
に係る調査を行うために、速やかに、その下に組織を設ける。

学校の設置者が主体となりこの組織を設置する場合の構成については、弁護士や精神科
医、学識経験者、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専
門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人
間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中
立性を確保するよう努める。

また、学校が調査の主体となる場合は、迅速性の観点から、学校に設置されている「学
校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるな
どの方法により組織を構成する。

(5)事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟への対応を目的とするものではなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。

したがって、学校の設置者及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向かって向き合い、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

9 P T Aや地域の関係団体等との連携促進

P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修の機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。

また、いつでも保護者が悩みを相談できるよう、スクールカウンセラーとの連携を強化したり、県内の教育相談事業に関する広報カードやチラシ等を配布したりして、周知を図る。

10 年間計画（別紙1）

11 いじめの防止等の対策のための委員会及び保護者・地域・関係機関の連携（別紙2）

12 重大事態対応フロー図（別紙3）